

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の
施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令等の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の
施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 285 号）及
び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一
部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその
効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改
正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 110 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正
政令及び改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知
の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第 1 改正の概要

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部 の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う場合において、当該予防接種の勧奨及
び当該予防接種を受ける努力義務の対象としない者の範囲を変更すること。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の 一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなお その効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一 部を改正する省令の一部改正

(1) 新型コロナ予防接種の初回接種(以下「初回接種」という。)の実施方法について、以下の
いずれかの方法により行うものとする。

- ・ 1.3 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン
(令和4年1月 21 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す
る法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたもの
のうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。)を

18 日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.2 ミリリットルとする方法

- コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日に法第 14 条の承認を受けたもの(本改正後の附則第7条第1項第1号に規定するものを除く。)であって、ラクストジナメランを含むものに限る。)を 18 日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.3 ミリリットルとする方法
- 組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチンを 20 日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする方法
- 2.2 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年 10 月5日に法第 14 条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。)を 18 日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射した後、55 日以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.2 ミリリットルとする方法

(2) 令和5年秋開始接種について

① 令和5年秋開始接種は、以下のいずれかの方法により行うものとする。

- 1.3 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日に法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法
- コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日に法第 14 条の承認を受けたもの(本改正後の附則第7条第1項第1号に規定するものを除く。)であって、ラクストジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法
- 組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチンを初回接種の終了後6月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法
- 2.2 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年 10 月5日に法第 14 条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法

② 令和5年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、本改正後の附則第7条第1項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなすこととする。

第2 施行期日

令和5年9月20日